

第2章 初診料・再診料

患者が来院した場合も、往診など医師が出向いた場合も、初めて診察を行った場合は初診料，2回目以降継続して診療が行われた場合は再診料を算定します。

本章では、この初診料・再診料の算定について学習します。

I. 初診料

1. 初診料の基本的な考え方

(1) 算定ルール

①側注

理解を深めるためのマメ知識や間違いやすいポイントなどは、側注を設けて説明しています。

「初めての診察における料金」ということ
も初診料を算定しないケースや、初診料

★算定ルール★

- ① 同時に2つ以上の傷病を診療した場合でも、初診料は1回しか算定できない
- ② **他に継続中の傷病がない状態で診療を行ったときに算定できる**
→ ある傷病について初診であっても、別の傷病の診療が継続中である場合は、初診料を算定できない
- ③ 患者の年齢や診療の時間等によって、初診料の所定点数に**加算**が生じることがある

★初診料が算定できないケースでは、後述の「再診料」，「外来診療料」を算定します。

★所定点数とは、基本となる点数のことです。

(2) 初診料算定の例

(例1) 6/3

高血圧症

初診料

6/10

胃腸炎

再診料

「高血圧症」の診療継続中に新たに「胃腸炎」の診療が始まっていますので、初診料ではなく再診料を算定します。

(例2) 6/3

胃腸炎

初診料

6/10

治ゆ

再診料

6/13

感冒

初診料

「胃腸炎」の治療は6/10で終了して

了して

な診療

算定し

②図解説明

文章だけでは理解しにくい部分は図を配置してわかりやすく。

まとめ 初診料の算定におけるチェックポイント

① 初診料算定に該当するケースかどうかを確認

⇒ 治療中の傷病がある間は初診料の算定ができず、再診（後述）の扱いになります。

② 患者の年齢を確認

⇒ 6歳未満は加算があります。

③ 診療の行われた日、時間を確認

⇒ 曜日や時間によっては加算があります。

④ 特例加算の該当を確認

⇒ 小児特例加算、夜間・早朝等加算に該当する場合は加算

③まとめ

算定の際に気を付けなければならない、重要なポイントをまとめて再確認！（医科）

例題

次の各場合において、初診料、及び各種加算の点数を算定しなさい。

診療時間はすべて平日 9:00～12:00, 14:00～19:00 木曜・日曜・祝日を休診日とします。

(1) 平日 15:00 の初診料, 患者 4 歳

(2) 日曜日 10:00 の初診料, 患者 28 歳

(3) 祝日 23:00 の初診料, 患者 5 歳

(4) 木曜日 11:00 の初診料, 患者 47 歳

(5) 土曜日 14:00 の初診料, 患者 2 歳（※小児科標榜診療所）

(6) 平日 20:00 の初診料, 患者 52 歳（※時間外特例医療機関 [救急病院]）

(7) 平日 18:30 の初診料, 患者 3 歳（※夜間・早朝等加算 施設基準適合内科診療所）

(8) 日曜日 14:00 に内科初診（急性胃炎）、続いて整形外科初診（腰痛症）、患者 61 歳（※複数科標榜病院）

④例題

学習した内容を例題でチェック！
記憶の定着に差が出ます。